

2019年2月定例県議会 追加代表質問

2019年2月27日

日本共産党 阿部裕美子県議

日本共産党の阿部裕美子です。始めに原発問題について質問します。

一、原発問題について

福島第一原発事故から8年が経過しようとしています。

福島第一原発事故は1986年に発生したチェルノブイリ原発事故と同様に国際原子力事象評価尺度レベル7に分類される最悪の事故であり、溶け落ちたデブリを確認できたとはいえ、取り出しについても、原発の廃炉の見通しも立たない現状が続いています。事故は収束せず、避難をしている人4万2千人、震災関連死2,261人、自殺者約100人、孤独死70人が報告されています。本県の農林水産業も商工業も観光も原発事故前には戻っていません。

安倍政権はこの過酷事故に学ばず、原発に固執し、原発の再稼働、海外輸出を進めてきました。しかし、成長戦略の一つに掲げてきた原発輸出はビジネスとして成り立たず、総崩れになりました。九州電力は13日に玄海原発2号機の廃炉を決めました。再稼働に必要な「安全」対策費が2,000億円に上るとみられ、採算が合わないと判断したとされています。

過酷事故に苦しんでいる被災県として、全国の原発再稼働の中止を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島原発事故の調査、検証はこれまでに東京電力、政府、国会、独立検証委員会でそれぞれ行い、2012年に報告書がまとめられました。しかし、被災者・被災自治体の視点での事故の検証はまだありません。福島原発事故の時に、政府や電力事業者の危機管理体制が機能せず、事故の情報や避難指示が十分届かない中で、被災自治体が大きな混乱に陥り、住民を被ばくにさらすに至った経緯の分析がほとんど行われていません。

新潟県では「福島原発事故の検証なくして、柏崎刈羽原発の再稼働の是非は議論できない」と原発を立地している県として、福島事故の検証を時間をかけて行い、その評価結果に従って、原発政策を構築することを県民に対する責務として「安全管理に関する技術委員会」「健康と生活への影響に関する検証委員会」「避難方法に関する検証委員会」

の3つの検証作業を行っています。

福島県でこそ、県独自の原発事故の検証委員会を設置し、原因究明と被害を受けた住民の視点から検証を行うべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

アルプス処理水は、トリチウム以外のセシウム 137 やストロンチウム 90 など 62 種類の放射性物質を法定基準濃度限度以下に浄化できると宣伝されていましたが、実態は処理水の 85% が法定の排水濃度限度を超えていたことが判明しました。

このような事態の下でトリチウムを含む処理水の海洋放出は行うべきではないと思いますが、県の考えを尋ねます。

原子力災害は住民の命と健康を危険にさらし、日々の営みを奪い、地域社会の解体を招き、自然・環境も破壊するという、大規模で幾世代にもわたる不可逆的破壊をもたらす特殊な災害です。一般的な災害・地域防災計画では済まされません。福島原発事故の収束完了の見通しがまだ立たず、臨界が起きるのではないかと心配もあるなかで、「住民避難計画」をいざというときにスムーズに実施できるものにしなければなりません。

その1つとして、甲状腺被ばくを予防するとされる安定ヨウ素剤を病院や学校・避難所や役場支所など、住民に確実に届く方策を検討し、分散配備をすべきと思います。

安定ヨウ素剤が住民に確実に届くよう公共施設等に分散配備すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

放射能測定データのデータ処理についてです。

昨年12月、伊達市が「ガラスバッジ」で測定した個人線量計のデータを、本人の同意が得られていないまま福島医大へ提供していたことが判明しました。伊達市は調査委員会を設置し、この問題を検証しています。このデータの提供を受けた福島県立医大の主任研究員、東京大学の研究担当者が提出した研究計画書は福島県立医大の倫理委員会です承され、論文が発表されました。論文の前提となる福島県立医大の研究計画書には「伊達市からこの研究のもととなるデータを取得する事業について説明を受け、事業に参加し、データ提供を行うことに同意した者のみを対象とする」と記載があります。なぜ、本人の同意のない個人データを使用するという今回のようなことが起きてしまったのか、研究員の問題として済ましてはならないと思います。

伊達市の個人線量計のデータ提供について、県としても事実経過を明らかにし、教訓

とすべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

東京電力福島第一原発事故後の県民健康調査に関して、県は 2020 年度から、学術論文を執筆する研究者へデータ提供を始めるとしています。個人データの取り扱いについては慎重を期さなければならないと思います。

県民健康調査に関する学術研究目的のためのデータ提供について、どのような基準で対応しようとしているのか、県の考えを尋ねます。

二、安倍首相の自衛官募集発言について

安倍首相の自衛官募集発言についてです。

安倍首相は「自衛隊の新規隊員募集に対して、6割以上の自治体が協力を拒否している。憲法に自衛隊と明記して、違憲論争に終止符を打とう」と憲法 9 条改定に自衛官募集についての自治体「協力拒否」を持ち出しています。自衛隊法施行令第 120 条では、防衛大臣が、自治体に対して、自衛官募集に関し、紙媒体などで適齢者名簿などの「資料の提出を求めることができる」とあるだけで、これに自治体が応じる「義務」は規定されていません。ですから自治体はそれぞれの判断で対応しています。これに応じないからと言って非難することはおかしいです。全国の多くの自治体は、個人情報の保護、プライバシー権の保護などの立場から、本人同意なしの情報提供には応じていませんが、これは当然の対応です。

憲法学者の名古屋学院大学飯島教授は「自衛隊を憲法に明記することで自治体に自衛隊募集の協力をさせようとする安倍首相のような発想では、「憲法上の組織である自衛隊の維持・強化は政府の憲法上の責務などとし「徴兵制」を実施する事態も危惧される」と警告しています。安倍首相は自衛隊が憲法に明記されても「何も変わらない」とのべてきましたが、憲法 9 条改憲論は海外での武力行使に道を開くとともに、今回の安倍首相の発言は、若者を戦場に強制動員するという二重の危険性を持つものであることが明らかになりました。

市町村による自衛官募集の適齢者名簿の提出については、自衛隊法施行令では資料の提出を求めることができるとしているにすぎず、義務は規定されていないことを踏まえ対応すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

三、賠償問題について

賠償問題についてです。

東京電力は「新・総合特別事業計画」において、福島原発事故を深く反省し、「最後の一人まで賠償貫徹」「迅速かつきめ細やかな賠償の徹底」「和解仲介案の尊重」という3つの誓いを示しています。東京電力は、深刻な原発事故を引き起こし甚大な被害をもたらした加害責任を法廷で認め、賠償と復興に真摯に向き合うべきです。しかし、法廷では加害責任を認めず、二枚舌を使い、国民の前では反省を口にしながら、今も被害が続き、収束したとは言えない状況にあるにもかかわらず、賠償打ち切りを進めています。住民は裁判に訴えて闘っています。

県民の原発事故被害に対する賠償は不十分だと思いますが、県の認識を尋ねます。

原発事故による損害賠償について、裁判では救済に時間も費用も掛かるために、迅速な賠償を行うことができる機関として国が設けたADRが出した和解案を拒否し続け、機能不全になっています。東京電力は集団ADR申し立ての原子力損害賠償紛争解決センターの和解案拒否を直ちにやめるべきであります。集団申請にはほとんど応じていないのが現状です。東電が自分たちの気に入らない和解案を蹴るようになってから、センターが提示する和解案も、より整合性のある賠償額ではなく「東電が飲める額」に代わってきたとの指摘があります。

原子力損害賠償紛争解決センターの和解案を拒否する東京電力に対し、誠実に対応するよう強く要求するとともに、国にも指導を求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

県内のすべての自治体や農業、商工業など、各団体が参加している福島県原子力損害対策協議会の全体会議を開会し現在の状況と課題を把握し、東京電力、国に速やかな対応を求めるべきです。

2015年以來、開かれていない原子力損害対策協議会の全体会議を開催し、十分な賠償を行うよう国及び東京電力に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

四、商業まちづくりの推進に関する条例について

次に商業まちづくりの推進に関する条例についてです。

福島県は「福島県商業まちづくり条例」を全国に先駆けて制定しました。背景には伊達市に19万5千平方メートルの東北最大規模のイオンモール出店計画が持ち上がるな

ど、各地に大型店出店計画が浮上し、地域経済に大きなダメージを与えるものとして、近隣市町がこぞって反対を表明した経緯があります。県が空洞化調査を行い、札幌や仙台・新潟市のように一極集中ではなく、福島県の7つの生活圏のいずれも街中がにぎわう誘導となる基本方針がつけられました。この間、6千平方メートルを超える大型店の出店はいわき市小名浜のイオンモールのみで、大型店出店に抑制がかけられてきました。「福島県商業まちづくり推進条例」は、県内の中小商店の営業と暮らしを守る役割を担ってきた全国に誇る条例です。

商業まちづくりの推進に関する条例が果たしてきた役割をどのように評価しているのか、県の考えを尋ねます。

「福島県商業まちづくり推進条例」の基本方針の見直しが進められています。今度の見直しに当たって、「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」「7つの生活圏に基づく街づくり」など、基本的な考え方は変わらないとしていますが、見直しの最も大きなポイントは、連携中枢都市圏や定住自立権など、圏域での協力・連携による広域的なまちづくりの推進が書き込まれたことです。平成の合併については、福島県としての総括はまだ出されておりませんが、連携中枢都市圏は新たな隠れた合併とも指摘をされています。

商業まちづくり基本方針の見直しにおいて、連携中枢都市圏の考え方が追加されることは、これまで掲げてきた商業まちづくりの目的に逆行すると思いますが、知事の考えを尋ねます。

売り場面積6千平方メートル以上の大型店の立地抑制を行ってきた基準店舗面積を変えようとしているのか、県の考えを尋ねます。

五、障がい者問題について

12月県議会において「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」が制定されました。その実現のための具体化に期待が寄せられています。

昨年は、旧優生保護法化の強制不妊手術の違法性を問う訴訟が相次いだのははじめ、障がい者の雇用割合を中央省庁や、自治体が水増ししていたことが発覚するなど障がい者を巡り、重大問題が噴出しました。本県においては、知事部局の水増し人数が39人で全国でワースト3位という不名誉な状況も判明しました。

障がい者問題に共通するのは「障がい者は役に立たない、価値がない」とする発想が根底にあることです。日本が障害のある人も、障がいの無い人も同等の権利を保障することを詠った「障がい者権利条約」を批准して5年になります。障がい者の尊厳が守られ、生活と権利を向上させるために合理的配慮に立って、積極的な取り組みを進めていくことが待たれています。

知事部局における障がい者の法定雇用率について、新年度速やかに達成すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

教育委員会における障がい者の法定雇用率について、新年度速やかに達成すべきと思いますが、県教育委員会の考えを尋ねます。

65歳になった障がい者に介護保険への移行を求め、障害福祉サービスを打ち切られた岡山市の重度障がい者が、違法・違憲と訴え裁判で全面勝利し、判決が確定しました。介護保険への移行は有無を言わず、利用料の負担が生じたり、介護保険の認定によって、これまで受けてきた支援サービスが受けられなくなるなど、障がい者の生活を脅かす大きな問題です。本県において、65歳以上の障がい者に介護保険の認定を受けてくれと求めているところがあります。

65歳になった障がい者が一律に介護保険へ移行することとならないように、県内の状況を把握し対応すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

2018年度からの報酬改定の影響で、障がい者の就労支援を行う事業所の6割が減収になったことが、全国1,870の事業所で作る障がい者団体「きょうされん」が行った調査で分かりました。重度の障害があり一般企業には就労が困難な人を支援する「就労継続支援B型事業所」「就労移行支援事業所」1,063ヶ所の調査で、604ヶ所59.7%が減収となり、職員一人分の人件費に相当する年額300万円の減収見込みは172ヶ所あり、低賃金の労働条件を改善するどころか、事業所そのものの存続にかかわる問題となっています。

本県で行った195ヶ所の調査では、73事業所48%が減額となっています。運営者は「利用者の9割が精神障害のある人で、一人当たりの就労時間が少なく、月額平均工賃による基本報酬に大きな影響が出ます。正直、もうどうしたらいいのかわかりません。」と語り、重度障がい者で工賃の低い利用者が多い所や、就労以外の活動にも重点を置き

ている事業所が特に厳しい影響を受けています。

平均工賃が高い事業所が頑張っているという評価になり、重度の障がい者でも工賃の平均額は低いけれど、「はたらく」ということを一生懸命実践している事業者は頑張っていないという評価となり、事業所を継続していくために、重度障がい者や短時間しか働けない障がい者を締め出すことになりかねません。これまでも福祉制度に徐々に成果主義が組み込まれてきましたが、今回の見直しでよりいっそう強調され、その不利益の影響は甚大です。

就労継続支援 B 型事業所について、改定された報酬体系の見直しと、改定後に大幅な減収となった事業所への補填を国に求めるべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

福島県総合社会福祉施設「太陽の国」の県立障がい者支援施設、けやき荘・かしわ荘の定員が 100 人から 80 人に、20 人の定数削減が行われようとしています。県内にはほかに障がい者支援施設がありますが、入所を希望している待機者はいないのか懸念されます。

国は障がい者が病院や施設から退所して、地域で暮らせるようにという方針を掲げていますが、問題なのは地域で暮らしていくためのグループホームや、ショートステイや通所施設、介護の訪問体制など受け皿があまりにも不十分であることです。緊急時に受け入れてもらう必要が発生した時に必要な地域生活支援拠点の整備も遅れています。

県は、障がい者が入所施設から地域生活へ移行するための障害福祉サービスの充実にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

昨年 7 月に発生した西日本豪雨で岡山県倉敷市真備町では 51 名の方が無くなりましたが、そのうちの 46 名が障がいを持った方たち、要援護者の方たちであったことは大きな衝撃でした。あらためて、災害時に誰一人取り残すことなく命を守るための対策を導きだし、教訓としなければならないと思います。

本県でも東日本大震災の教訓から福祉避難所の設置が進んできましたが、真備町で亡くなられた障がい者の母子の場合は避難所がどこにあるのか、どう行けばよいのかがわからないまま、逃げることができずに助けることができませんでした。これらの現状からいわれることは、災害が起きた時に、誰が要支援者を支援するのか、地域の共助の力を高め、近隣住民からの支援を組み込んだ個別支援計画を災害時のケアプランとしてあらかじめ作り、日常的に訓練を行うことが急務の課題であるということです。同志社大

学立木教授が指摘していますが、大分県別府市ではこの教訓に立って、当事者・市民団体・事業者・地域・行政の5者協働による個別支援計画づくりが行われています。

本県においても、避難行動要支援者の個別計画の策定を促進すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

また、日常の在宅での生活を可能にする福祉の環境づくりと災害時の緊急対策が、それぞれ保健福祉や防災・危機管理部局という異なった組織に分断され、構造や機能の連携が取れていない問題も浮き彫りになりました。日常の平時と災害時を切れ目なくつなぐ防災の在り方が指摘されています。

避難行動要支援者の避難対策における防災と福祉の連携を強化すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

六、災害時の指定避難所の開設について

西日本の豪雨災害で甚大な被害となった兵庫県倉敷市真備町では指定避難所の77%が豪雨災害の浸水地域にあったことが明らかになりました。指定避難所がハザードマップの浸水地域や豪雨災害の時に浸水が予想されるところに指定されていないかどうか検討を加え、安全を確保する必要があります。

県は、市町村における安全な指定避難所の開設にどのように取り組んでいくのか伺います。

七、あんぽ柿の振興について

あんぽ柿の里五十沢をはじめ、県北地方のあんぽ柿は年間22億の産出額を誇るブランド製品として秋から冬場の重要な産物でしたが、原発事故で大きな痛手を受けました。放射能で汚染した柿の木の樹皮を、高圧水をかけてはぐ除染作業を実施するなどの困難な作業を乗り越え、2013年から加工を再開させ、2017年度は、出荷量で78%、産出額で73%までの回復をしています。生産者の高齢化などの課題を抱えていますが、地域の重要な産業として復興し、さらに振興、発展することが期待されています。

県は、他産地と比べ、あんぽ柿の価格が低く抑えられている現状の回復にどのように取り組んでいくのか尋ねます。

震災前のように個包装やつるしたままなど自由に、多様な形態で出荷を再開するため

には、現在の全量検査体制ではその対応が難しい現状です。

あんぽ柿の検査体制の拡充に取り組むべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

木の中心部まで汚染されている柿の木は伐採するしかありません。柿の木の改植には一定の量が収穫できるまで10年かかるともいわれます。

県は、柿の園地の更新をどのように支援していくのか尋ねます。

八、イノシシ対策について

イノシシ対策についてです。

原発事故後、人が住めなくなった避難指示区域での繁殖増など生態系の激変でイノシシ被害が深刻な事態になっています。農作物の被害で農家が生産意欲をなくし、耕作を放棄してしまったという例も多く、桑折町ではイノシシと車の衝突や、被害対策として小学校の登下校を集団で行うなど生活圏の影響も出ています。ここで思い切った対策を行わなければ、東北全体、さらに北海道まで広がりかねません。

岐阜県では知事を本部長とし、「ドローンを活用した鳥獣被害対策について考える研究会」を立ち上げて、取り組んでいます。

本県においてもイノシシ対策について、推進体制を強化して取り組むべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

次に、イノシシ管理計画についてであります。県は、1年前倒しして新たな管理計画の改定作業を進め、先週からパブリックコメントを行っておりますが、作業に当たっては専門家の意見を伺いながら進めてきたと聞いています。

県は、新たなイノシシ管理計画の策定に専門家の意見をどのようにいかしたのか尋ねます。

熊本県高森町では罠にかかったら、すぐ駆け付けられるシステムの実証に取り組んでいます。有害捕獲の省力化に積極的に取り組むべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

九、県職員の増員について

最後に、県職員の増員についてです。

厚生労働省の毎月勤労統計の組織ぐるみの不正問題が大問題となっておりますが、その

背景には、統計に係る人員が6千人以上も減らされ、国費で賄う職員数の減少を合わせると、6割も減っている統計職員のリストラがあることが明らかになりました。

本県においては原発事故後、300人の定員増を行い、外からの応援をもらい、復興対応を行ってきましたが、病気休暇も増え、原発事故対応も長期にわたることを考えれば、正規職員を増員すべきと思いますが、県の考えを尋ねます。

以上で私の質問を終わります。

<答弁>

内堀雅雄知事答弁

阿部議員のご質問にお答えいたします。

商業まちづくりにつきましては、大型商業施設の適正な配置のほか、特色ある地域資源をいかして、中心市街地や商店街等の活性化を図るなど、市町村等と連携して取り組んでまいりました。

人口減少や少子高齢化が加速化する中、単独の市町村では解決が困難な課題へ対応し、地域全体の魅力や活力を向上させるためには、市町村間の広域的な連携の取組が重要となってきました。

基本方針につきましては、商業まちづくり審議会において、新たに、広域的なまちづくりの視点を加えた検討が行われており、今後は、市町村や県民等の意見を丁寧に伺いながら、社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを進めてまいる考えであります。

一、原発問題について

危機管理部長

原発事故の原因究明と検証につきましては、原子力規制委員会設置法に基づき、同委員会が原因等の調査を行うことと定められており、原子力安全規制を一元的に担う国の責任において、確実に調査を進めるべきであると考えております。

次に、トリチウムを含む処理水の取扱いにつきましては、現在、国の小委員会で社会的影響も踏まえた議論が進められているところであります。県といたしましては、引き続き、国及び東京電力に対し、環境や風評への影響などを十分議論の上、国民や県民に丁寧に説明しながら慎重に検討を進めるよう求めてまいります。

企画調整部長

全国の原発再稼働につきましては、原子力政策は、東京電力福島第一原発事故の現状と教訓を踏まえ、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に、国の責任において検討

されるべきものと考えております。県といたしましては、引き続き、国及び東京電力に対し、県民の強い思いである県内原発の全基廃炉を求めてまいります。

保健福祉部長

安定ヨウ素剤につきましては、福島県原子力災害医療行動計画に基づき、原子力発電所から30キロメートル圏内13市町村の各役場等に配備しており、市町村内でどこに配備するかは、公共施設等の立地状況や配布に従事する人員体制等を踏まえ、各市町村において、それぞれに判断されております。

次に、伊達市の個人線量計のデータ提供につきましては、伊達市において調査委員会が設置され事実経過の検証がなされていると承知しております。県といたしましては今後とも個人情報適切に取り扱ってまいります。

次に、県民健康調査に関するデータ提供につきましては、現在「学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会」において、提供先や審査基準等に関する考え方について検討を進めており、その結果を踏まえ、データ提供に当たっての基準を定めることとしております。

二、安倍首相の自衛官募集発言について

危機管理部長

市町村による自衛官募集の適齢者名簿の提出につきましては、自衛官の募集に関する事務の一部が市町村事務として法定受託事務に規定されており、各市町村においてそれぞれ判断し対応しているものと考えております。

三、賠償問題について

原子力損害対策担当理事

原発事故被害に対する賠償につきましては、損害がある限り継続され、被害の実態に見合った賠償がなされるべきと考えており、引き続き、個別具体的な事情による損害を含め、被害者の生活や事業の再建につながる賠償が的確かつ迅速に行われるよう求めてまいる考えであります。

次に、紛争解決センターの和解案につきましては、これまで、原子力損害対策協議会の活動等を通し、原発事故の原因者としての自覚を持って誠実に対応し、積極的に受け入れるよう東京電力に要求するとともに、国に対しても、指導の強化を求めてまいりました。今後とも、被害者の立場に立った賠償が的確になされるよう取り組んでまいります。

次に、原子力損害対策協議会につきましては、昨年11月、国及び東京電力に対する要望・要求活動を実施し、損害がある限り賠償を継続することを改めて確認するとともに、

被害者それぞれの状況を十分に踏まえた取組の徹底などについて強く求めてまいりました。今後とも、関係団体等と連携しながら、適時適切な協議会の活動等を通し、被害の実態に見合った賠償がなされるよう取り組んでまいります。

四、商業まちづくりの推進に関する条例について

商工労働部長

商業まちづくり推進条例につきましては、特定小売商業施設の立地状況、県民や市町村等へのまちづくりに関するアンケート結果などから、条例の理念に基づく商業まちづくりの考え方の浸透に、一定の役割を果たしてきたものと考えております。

次に、基準店舗面積につきましては、急速な人口減少などの社会経済情勢を踏まえ、県民や市町村等へのアンケート結果や県民の消費購買動向、特定小売商業施設の立地状況などを勘案し、商業まちづくり審議会の意見を頂きながら、検討を行ってまいる考えであります。

五、障がい者問題について

総務部長

知事部局における障がい者の雇用につきましては、昨年11月及び本年1月に採用試験を実施し、本年4月1日付けで25名程度の採用を予定しているところであり、法定雇用率の速やかな達成に向けてしっかり取り組んでまいる考えであります。

危機管理部長

避難行動要支援者の個別計画の策定促進につきましては、これまで市町村を訪問し、策定が進まない理由を聴き取り、課題解決に向けた助言を行うなど支援してきたところです。今後も市町村に先進的な取組を紹介するなど個別計画の策定を促進してまいる考えであります。

次に、避難行動要支援者の避難対策における防災と福祉の連携強化につきましては、避難行動要支援者の名簿作成や、個別計画の策定が進まない市町村を防災と福祉部局が合同で個別訪問し、市町村の防災及び福祉担当者に助言を行っているほか、福祉避難所開設訓練等も協力して実施しており、引き続き、防災と福祉の連携強化に努めてまいります。

保健福祉部長

65歳になった障がい者の介護保険への移行につきましては、市町村に対し、個々の実態に即した適切な運用を行うよう周知しているところであります。

次に、就労継続支援B型事業所につきましては、県内事業所の今年度第一4半期を対象に、報酬改定前後での収益の増減等について調査を実施したところ、48パーセントの

事業所が減収となったところであります。引き続き、通年での影響について実態把握に努め、今後の対応を検討してまいります。

次に、障がい福祉サービスの充実につきましては、第五期福島県障がい福祉計画に基づき、実施主体である市町村と連携しながら居宅介護や短期入所などのサービス提供体制の整備に取り組んでいるところであります。今後とも、地域生活移行を支える人材養成研修等の充実にも努め、障がい福祉サービスの提供体制の整備が促進されるよう取り組んでまいります。

教育長

教育委員会における障がい者の雇用につきましては、教員を目指す学生等に対して、障がいを持つ教員の姿をPRするなど受験者の確保に努めるとともに、学校事務においても会計や資料作成などの業務に障がい者の配置を更に進めるなど、法定雇用率の速やかな達成に向けて取り組んでまいる考えであります。

六、災害時の指定避難所の開設について

危機管理部長

市町村における安全な指定避難所の開設への取組につきましては、地震や洪水などの災害種別に応じて指定避難所が市町村により開設され、地域住民が安全に避難生活ができることが重要であることから、市町村において平時から指定避難所の指定状況を住民に周知するとともに、災害発生時に開設する避難所に係る住民への広報が的確に行われるよう、引き続き助言してまいります。

七、あんぼ柿の振興について

農林水産部長

あんぼ柿の現状につきましては、昨年実施された国の流通実態調査において、平成28年産の全国平均との価格差が23.6パーセントである実態を踏まえ、本県が発祥で、最大の産地であること、一般の干し柿にはない食感であること、「βカロテン」や食物繊維が豊富であることをふくしまプライドフェアでPRするとともに、老舗百貨店での贈答用の取扱いの拡大により、ふくしまブランドとして再生してまいります。

次に、あんぼ柿の検査体制につきましては、安全な原料柿であることを確認する収穫前の検査で合格した園地の製品のみを、出荷前に、43台の検査機器により全量非破壊検査を実施し、安全性を徹底して確認する検査体制をとっております。引き続き、製品の安全性を確認しながら、リスクの高い園地の伐採、整地、植栽等の更新を進め、あんぼ柿の安全・安心な出荷に取り組んでまいります。

次に、園地の更新につきましては、福島県営農再開支援事業等により、幼果期検査で不合格となった園地の更新費用の全額と未収益期間について生産者の負担が軽減できるよう支援してまいります。

八、イノシシ対策について

生活環境部長

イノシシ対策の推進体制につきましては、関係機関が連携し、一体となって対策を進めていくことが重要であることから、野生鳥獣被害対策庁内連絡会議等において関係部局等との調整を行うとともに、避難12市町村鳥獣被害対策会議の活用や現場において市町村、猟友会などの関係機関と連携を図りながら、引き続き、推進体制の強化に取り組んでまいります。

次に、イノシシ管理計画への専門家の意見につきましては、捕獲に加え、地域の状況に応じた対策の強化や効率的な捕獲のための情報の収集・活用が重要であるなどの助言を頂いており、新たな計画ではイノシシの個体数を抑制しつつ、人の生活圏からのすみ分けを図ることを目指し、年間2万5千頭を目標に最大限の捕獲に取り組むとともに、生息環境管理と被害防除を組み合わせ、地域の実情に応じた総合的な対策を推進してまいります。

農林水産部長

有害捕獲の省力化につきましては、狩猟免許取得者の高齢化等により見回りの負担軽減が求められております。そのため、平成28年度から遠隔操作で捕獲できるICT機器の実証に取り組んでいるところであり、引き続き、地域の有害鳥獣対策協議会等への導入を支援してまいります。

九、県職員の増員について

総務部長

職員の増員につきましては、正規職員や任期付職員の採用を始め、他県や民間企業等からの職員の受入れ、さらには、再任用職員の活用など、多様な方策により、必要な人員の確保に努めてきたところであります。今後とも、復興・創生の進展や中長期的な行政需要等を踏まえながら、適正な人員配置に努めてまいります。

<再質問>

阿部県議

知事へ商業まちづくり基本方針の見直しについて再質問いたします。

条例の基本方針の見直しに、新たに特定小売商業施設の立地誘導に、連携中枢都市圏での調整を盛り込む。このことは、これまでの条例の目的、役割を大きく変えることで

はありませんか。市町村間の広域的連携はこれまでも行われてきました。人口減少、少子高齢化など社会状況が変化しているといいますが、6,000平方メートルを超える大型店が立地可能な状況が生まれているのですか。むしろ逆だと思います。益々人口が減少し、消費力の低下が予想され、その上に福島県は原発事故によって混乱が加わっている時に、伊達市に予定されているイオンモールのような大型店の出店によって、近隣の中小商業は大きなダメージを受けることは明白です。

必死で頑張っている中小商店の方達は、もうとどめを刺されてしまう、と述べています。高齢者の方たちなど買い物難民も出てきます。むしろ、いま全国に誇れる本県の商業まちづくり条例を生かすことこそ求められているのではないのでしょうか。

連携中枢都市圏の考え方をここに盛り込むべきではないと思います。再度知事の答弁を求めます。

次に企画調整部長に、全国の原発再稼働の中止を国に求めることについて、再質問いたします。

今回の答弁も、昨年9月の議会の答弁でも、原発再稼働の中止の問題は国の責任において検討されるべきと、答えていますが、これでは他人ごとではないでしょうか。国の再稼働の動きに対してこれだけの被害を受けている福島県は、よしとしているのでしょうか。それで県民の命を守ることができますか。

福島県から39 km の所にある、東海第二原発の再稼働も問題になっています。お隣の宮城県では、福島県から76 km の女川原発の再稼働について、再稼働の是非を問う住民投票条例制定案が、11万人分の署名によって県議会に提出されています。

各地の原発に対する動きがある中で、過酷事故に直面した本県こそ全国の原発再稼働の中止を国に求めるべきと思いますが、再度答弁を求めます。

それから、教育長に障がい者の法定雇用率について伺います。

障がい者が教育の現場で働くことは、障がいのある人もない人も、共に生きる社会を形成していく上で、子供たちが実践的に学ぶことができる非常に重要な機会になると思います。法定雇用率を達成していくには非常に厳しい現状があると思いますので、積極的な、どういう風にそこを解決していったらいいのか。積極的な対応が求められていると思います。

教育委員会は、障がい者の法定雇用率を早期に達成すべきだと思います。再度伺います。

<再答弁>

内堀雅雄知事

阿部議員の再質問にお答えいたします。

商業まちづくり基本方針につきましては、現在の見直し案は、圏域内の市町村が大規

模商業施設の立地の調整を、広域的なまちづくりの視点から行うことも可能とするものであり、県と致しましては、引き続き条例の理念に基づきしっかりと広域調整を行って参る考えであります。

企画調整部長

再質問にお答えいたします。

原子力政策につきましては、何よりも住民の安全・安心の確保を最優先に国の責任において検討されるべきものと考えております。県といたしましては、引き続き、本県復興の基本理念である「原子力に依存しない社会づくり」の実現と、その情報発信に取り組んで参る考えであります。

教育長

再質問にお答えいたします。

障がい者の法定雇用率の算出上は、教育委員会においては全体の約8割が教員という形になっておりますので、その教員の率を上げていくことが重要だと考えております。このため、障がい者向けに特別選考を行っているところでありまして、例えば実技試験の一部の免除であるとか、手話通訳者の配置であるとか、そういった努力もしているところではあります。

今後はですね、さらに障がいを持ちながら教壇に立って生徒指導しているような、活躍する障がいを持つ教員の姿をですね、学生等にPRすることによってさらに受験していただける方の裾野を広げてまいりたいと考えております。

<再々質問>

阿部県議

再々質問をいたします。

知事へ、商業まちづくり基本方針の見直しについて再度伺います。

人間社会における本当の豊かさとは何でしょうか。弱肉強食、資本の力で強い者が弱い者を淘汰する社会が豊かな社会と言えるでしょうか。一人勝ちの社会を抑制し、お互い様に生きていける社会にしていくために、行政の役割があると思います。

避難地域の復興に、まず商業施設がつくられるのも地域社会に必要なものだからではありませんか。商業機能は生きていく上で必要なものであり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを掲げる条例の肝であると思います。

交流人口拡大過疎地域と振興対策特別委員会の県外調査で、北海道の下川町、沼田町でコンパクトなまちづくりに取り組んでいるのを視察してきましたが、わが県においても、それぞれの地域で努力している街づくりを壊してしまわないようにしなければならぬと思います。

基本方針の見直しは、条例の趣旨を歪めることになると思いますが、再度答弁を求めます。

次に、原子力損害対策担当理事に、原子力損害対策協議会の全体会議を開催することについて再質問いたします。

商工業者の追加賠償は、900件のうち合意したのはわずか7件に過ぎません。事実上の打ち切り状況になっています。また、農業被害では、損害賠償の方法を3ヶ月に1回に変更し事実上賠償額を削減するなど、被害に対する賠償について福島切り捨ての実態は変わっていません。

東電、国を招致して、原子力損害対策協議会全体会議を開催すべきです。再度答弁を求めます。

<再々答弁>

内堀雅雄知事

阿部議員の再質問にお答えいたします。

商業まちづくりにつきましては、急速な人口減少など、社会経済情勢が大きく変化するなか、それぞれの市町村の魅力や、強みを活かした広域的な連携を進め、交流人口の拡大や賑わいの創出を図るなど、圏域内の市町村が一体となって、さらなる活力を生み出すことが重要であると考えております。

原子力損害対策担当理事

再質問にお答えいたします。

原子力発電所事故による損害につきましては、これまで原子力損害対策協議会の活動等、あらゆる機会を通して、国及び東京電力に被害者の立場にたった賠償がなされるよう求めたところであります。引き続き、市町村関係団体等と連携しながら、適時適切な協議会活動等を通し、被害の実態に見合った賠償が的確になされるよう取り組んで参ります。

以上